



暮らしを支える 公平な納税にご協力を

12月は納税整理強化月間

行政サービスを支えているのは地方税や国民健康保険税などの税金です。税金は教育、福祉、消防・救急やゴミ処理など、私たちの生活に身近でさまざまな住民サービスを賄うための貴重な自主財源です。県や市では行財政改革を進めて経費の節減に努める一方、税金を公平に負担していただくため、税金が納付納入されない場合などには厳正に滞納処分を行っています。

☎ 収納課 ☎ 63-1353 ☎ 63-1362

滞納処分ってどんなこと？

地方税法・国税徴収法などに定められている事務執行です。税金を滞納している人の財産を差し押さえ、差し押さえた財産の取り立てや公売を行い、それを税金に充てる一連の手続きのことです。

●不動産、預貯金口座、生命保険、給与などの差し押え

勤務先や金融機関などに調査を行い、財産を把握し、取り立てや公売を行います。

●自動車の差し押え

自動車にタイヤロックを装着し、使用を制限して自動車を引き揚げ、公売します。

●居住などの搜索

財産を見つけるために住居などを強制的に搜索します。

●公売

差し押さえた財産を、公売会やインターネットを通じて売却します。



▲タイヤロック

税金を納期限内に納められない場合は、必ず収納課にご連絡ください

納付期限内に納めることが難しい場合は、必ず収納課にご連絡ください。現在の状況などを聞かせていただき、納税の方法などの相談をお受けします。

夜間と休日に納税窓口を開きます

納税相談も行いますので、ご利用ください。

【平日の夜間納税窓口】

●開設日 12月7日(月)～18日(金)

●時間 午後5時15分～8時

【休日の納税窓口】

●開設日

12月12日(土)・13日(日)・19日(土)・20日(日)

●時間 午前8時30分～午後5時15分

●場所 収納課

●対象

市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

おすすめ！ 便利な口座振替・自動払込

荒尾市公金等口座振替依頼書・自動払込利用申込書は、市内の取扱金融機関にあります。市外の人には申込書の送付もできます。混雑する窓口でその都度支払う必要がなく、一度手続きをすれば毎年継続されます。

申し込みには、市税などの納税義務者の認印、取扱金融機関の引き落とし口座の通帳印が必要です。固定資産税の支払いを申し込む場合は、納税通知書番号を記入してください。

市民サービスセンター(あらおシティモール2階)で納められます

平日と土・日・祝日、午前10時30分～午後7時、納付期限内の納税通知書(使用期限内の督促状を含む)で納めることができます。

※納付期限日の過ぎたものは受け付けることができません。納期限が過ぎてしまった場合は、収納課にお問い合わせください。

こんな方法も利用できます

納めるときは



マイナンバーイメージキャラクター
マイナちゃん

あなたにもはじまる マイナンバー 第8回 通知カードは届きましたか

☎ マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178
☎ 市民課市民係 ☎ 63-1302



▲通知カード

順次、皆さんにマイナンバーをお知らせする通知カードをお送りしています。マイナンバーは今後さまざまな手続きで利用する大切な番号です。通知カードを確実に受け取り、紛失などに注意して保管してください。

通知カードは転送不要の簡易書留で郵送しています。郵便局に転送手続きを行っている場合や、不在で受け取られず、郵便局での保管期間が過ぎた場合などは、市民課へ返戻されています。返戻後、3カ月を過ぎると、再発行が有料となりますので、ご注意ください。通知カードを受け取れなかった人は、次のものを持って、市民課までお越しください。

●持ってくるもの

本人の場合：身分証明証(運転免許証など)、印かん

代理の場合：代理人の身分証明証、代理人の印かん

※任意代理人の場合は委任状。法定代理人の場合は戸籍謄本(荒尾市が本籍地の場合は不要)など。

やむを得ない理由で住民票と違う場所に住んでいる人はご相談を

長期間、医療機関・施設などに入院・入所している一人暮らしの人、DV・ストーカー行為・児童虐待などの被害者で住民票とは異なる場所に住み、手続きが間に合わなかった人には、通知カードを今住んでいる場所に送付したり、個人番号の変更を受け付けたりできます。住民票のある市区町村にご相談ください。



住民基本台帳カードの交付は 12月28日(月)までです

個人番号カードの交付開始に伴い、住民基本台帳カードの交付を終了します。

有効期限内は住民基本台帳カードを引き続き使用できますが、個人番号カードの交付を希望した場合は、交付の際に、住民基本台帳カードは返却していただきます。

住民基本台帳カードへの電子証明書の発行は12月22日(火)までです

住民基本台帳カードのICチップに登録されている電子証明書は有効期限まで利用できます。e-Taxでの確定申告などを予定している人で、平成28年2月から始まる税申告までに住民基本台帳カードの電子証明書の有効期限が満了する人は、個人番号カードの交付が間に合わない可能性があります。住民基本台帳カードの電子証明書を更新してください。